

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第5部門第2区分

【発行日】平成19年11月22日(2007.11.22)

【公開番号】特開2006-22927(P2006-22927A)

【公開日】平成18年1月26日(2006.1.26)

【年通号数】公開・登録公報2006-004

【出願番号】特願2004-203691(P2004-203691)

【国際特許分類】

F 16 H 57/02 (2006.01)

F 16 H 9/18 (2006.01)

F 16 H 25/20 (2006.01)

【F I】

F 16 H 57/02 3 2 1 F

F 16 H 9/18 Z

F 16 H 25/20 Z

【手続補正書】

【提出日】平成19年10月10日(2007.10.10)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

入力軸(16)に固定される固定ブーリ半体(62)とともにドライブブーリ(58)を構成する可動ブーリ半体(63)が、出力軸(61)に装着されるドリブンブーリ(59)側に動力を伝達する無端状のVベルト(60)を巻き掛けるようにして前記固定ブーリ半体(62)との間に形成するベルト溝(64)の幅を変化させるべく軸方向に相対移動することを可能として前記入力軸(16)に相対回転不能に結合され、前記入力軸(16)の軸線方向にスライド可能なスライドギヤ(114)の一端部が軸方向相対移動を不能とするとともに軸線まわりの相対回転を可能として前記可動ブーリ半体(63)に連結され、軸方向位置および軸線まわりの位置を一定として前記入力軸(16)と同軸に配置される円筒状のねじ軸(115)に前記スライドギヤ(114)が螺合されるVベルト式無段变速機において、前記スライドギヤ(114)および前記ねじ軸(115)の螺合部が端壁(116a)を有して有底円筒状に形成されるカバー(116)で覆われ、前記スライドギヤ(114)および前記ねじ軸(115)と、前記カバー(116)の内周に当接する環状のシール部材(124)と、前記カバー(116)とで環状室(123)が形成され、該環状室(123)が連通孔(126, 159)を介して外部に連通されることを特徴とするVベルト式無段变速機。

【請求項2】

前記入力軸(16)に対する軸方向位置を一定に定めて該入力軸(16)を同軸に囲繞する前記ねじ軸(115)が、その軸線まわりの回転方向に対しては防振部材(120)を変速機ケース(51)との間に介在して位置決めされることを特徴とする請求項1記載のVベルト式無段变速機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0001

【補正方法】変更

**【補正の内容】****【0001】**

本発明は、入力軸に固定される固定ブーリ半体とともにドライブブーリを構成する可動ブーリ半体が、出力軸に装着されるドリブンブーリ側に動力を伝達する無端状のVベルトを巻き掛けるようにして前記固定ブーリ半体との間に形成するベルト溝の幅を変化させるべく軸方向に相対移動することを可能として前記入力軸に相対回転不能に結合され、前記入力軸の軸線方向にスライド可能なスライドギヤの一端部が軸方向相対移動を不能とともに軸線まわりの相対回転を可能として前記可動ブーリ半体に連結され、軸方向位置および軸線まわりの位置を一定として前記入力軸と同軸に配置される円筒状のねじ軸に前記スライドギヤが螺合されるVベルト式無段变速機に関する。

**【手続補正3】**

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

**【補正の内容】****【0006】**

上記目的を達成するために、請求項1記載の発明は、入力軸に固定される固定ブーリ半体とともにドライブブーリを構成する可動ブーリ半体が、出力軸に装着されるドリブンブーリ側に動力を伝達する無端状のVベルトを巻き掛けるようにして前記固定ブーリ半体との間に形成するベルト溝の幅を変化させるべく軸方向に相対移動することを可能として前記入力軸に相対回転不能に結合され、前記入力軸の軸線方向にスライド可能なスライドギヤの一端部が軸方向相対移動を不能とともに軸線まわりの相対回転を可能として前記可動ブーリ半体に連結され、軸方向位置および軸線まわりの位置を一定として前記入力軸と同軸に配置される円筒状のねじ軸に前記スライドギヤが螺合されるVベルト式無段变速機において、前記スライドギヤおよび前記ねじ軸の螺合部が端壁を有して有底円筒状に形成されるカバーで覆われ、前記スライドギヤおよび前記ねじ軸と、前記カバーの内周に当接する環状のシール部材と、前記カバーとで環状室が形成され、該環状室が連通孔を介して外部に連通されることを特徴とする。

**【手続補正4】**

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

**【補正の内容】****【0008】**

請求項1記載の発明によれば、スライドギヤおよびねじ軸の螺合部をカバーで覆う比較的小さなカバーを用いることで、ダストの侵入によって作動が不円滑となることを防止することが可能であり、变速機ケースの大型化を回避することが可能となる。しかもカバー内の環状室が連通孔を介して外部に通じてるので、環状室が急激に増圧されることを回避し、カバーの内周に当接するシール部材のシール機能が急激な増圧によって損なわれることがない。